

令和2年4月14日

学童保育を利用されている保護者の皆さまへ

大磯町町民福祉部子育て支援課長

学童保育所における新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

日頃より本町の子育て支援行政に、御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、令和2年4月7日に内閣総理大臣から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「緊急事態宣言」が発令され、神奈川県からは「特措法に基づく緊急事態措置にかかる神奈川県実施方針」が示されました。

つきましては、外出の自粛が要請されていることから、本町の学童保育所は下記のとおり対応いたします。

記

【令和2年4月18日（土）までの対応】

感染拡大防止に必要な措置を講じた上で、原則として開所いたします。

【令和2年4月20日（月）から令和2年5月6日（水）までの対応】

平日は15時から開所します。

なお、土曜日は通常どおり開所し、日曜・祝日は閉所となります。

※ 今後の運営について

今後の学童保育所については、新型コロナウイルス感染症の感染状況や国及び県からの要請等に基づき、運営内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以上

お問い合わせは、子育て支援係 電話 0463-61-4100（内線 305）

【参考】

小学校低学年（1～2年生）及び特別支援学級（全学年）等の児童で、保護者の就労等により、日中自宅で一人で過ごすことができない場合は、町立小学校にて一時受け入れをすることとしていますので、所属の町立小学校にご相談ください。

大磯小学校 電話 61-0140

国府小学校 電話 71-0400